

議案第 40 号

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月5日提出

鹿追町長 吉田弘志

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「290,000円」を「316,000円」に改め、同項第2号中「227,000円」を「249,000円」に改め、同項第3号中「204,000円」を「225,000円」に改め、同項第4号中「183,000円」を「205,000円」に改める。

第4条中「招集に応じ議会、全員協議会若しくは委員会に出席したとき又は」を削り、同条ただし書中「町内」の次に「旅行における車賃並びに町内」を加え、「については、宿泊を伴う場合を除き」を「（宿泊を伴う場合を除く。）は、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による費用弁償は、役場本庁舎を起点及び終点として計算するものとする。

第5条中「及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額」を削る。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。